部活動の地域移行について 学校部活動に関する国の動き等

時期	発表元	策定物・ガイドライン等	内容等
平成30年3月	スポーツ庁	運動部活動の在り方に関する総合的なガイド ライン	学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ、芸術文化等の活動のための環境整備を進めることが示された。
平成30年12月	文化庁	文化部活動の在り方に関する総合的なガイド ライン	
平成31年1月	中央教育審議会	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)	地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から、地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきと示された。
令和元年11月	衆議院文部科学委員会 参議院文教科学委員会	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与 等に関する特別措置法」の改正案の国会審議	部活動を学校単位から地域単位の取組とし、 学校以外の主体が担うことについて検討を行 い、早期に実現することが指摘
令和2年9月	スポーツ庁 文化庁 文部科学省	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革につ いて	令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすると示された。
令和4年6月	スポーツ庁有識者会議文化庁有識者会議	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	令和5年度から令和7年度の3年間を「改革集中期間」とし、休日の部活動から段階的に地域移行すると示された。
令和4年12月	スポーツ庁 文化庁 文部科学省	学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に 関する総合的なガイドライン ※平成30年に策定した運動部活動、文化部活 動のガイドラインを統合し、全面改定	令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」と改め、休日の学校部活動の地域移行の達成時期について、国として一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示された。

学習指導要領上の部活動の取扱

改訂年	中学校学習指導要領
平成元年改訂	「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定。
平成10年改訂	必修クラブ活動が廃止となる。
平成20年改訂	「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と規定。
平成29年改訂	平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)の概要

※公立中学校等(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部)における運動部活動を対象

ポーツ庁

意義

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体 的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵 養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の 抑制。信頼感・一体感の醸成。 課題

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数:昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数:令和2年84万人>

- ○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど
 - 、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導:平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまで の対応 ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月): 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月): 令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る

〇中教審や国会等:「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- ○スポーツは、**自発的な参画**を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- ○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)
- ○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- ○目標時期:令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

- ○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の 地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
 - ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の運動部活動の地域移 行に向けた改革集中期間

R6 R7

28

- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・公的な支援

R5

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保
- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

・指導者資格の取得や研修の実施の促進

- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定・スポーツ団体等に管理を委託

学習指導要領等

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見 直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

- ※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
- ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
- ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)の概要【各論】



○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等(第2章)

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として 多様なスポーツ団体等 (総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等)を想定しながら対応。 学校関係の組織・団体 (地域学校協働本部や保護者会等)も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を 経験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ 学校の体育施設など も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

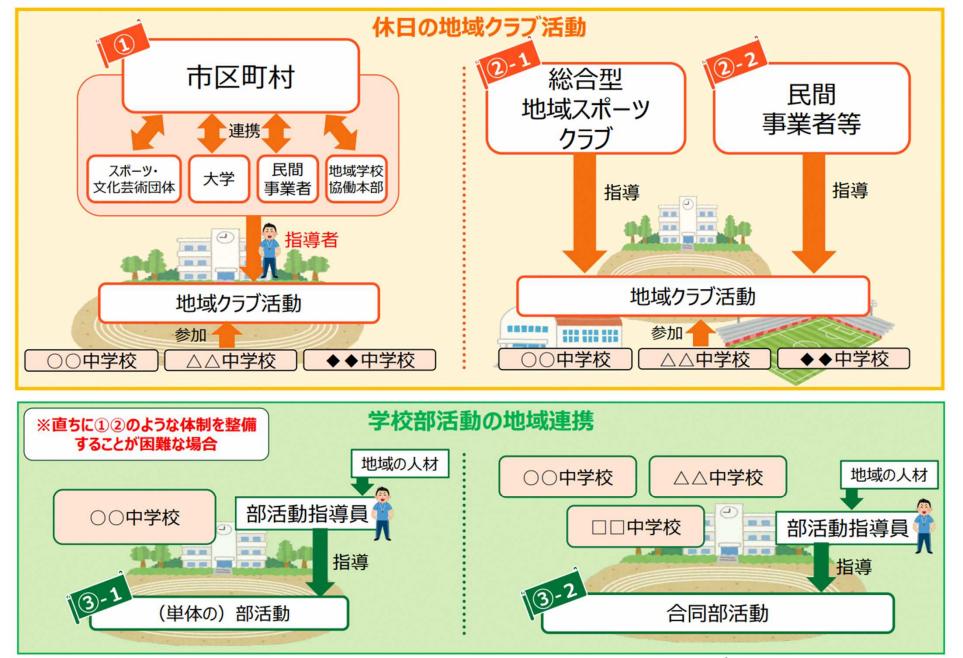
[具体的課題への対応]

	現 状 と 課 題	求められる対応
スポーツ団体等	・どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について 先 進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 。
の整備充実 (第3章)	備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ (toto)助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応 じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の 質・量の 確保方策 (第4章)	・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験が	○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。
		○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保(適切な対価の支払い等)のための国の支援方策の検討。
	あり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。	○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
スポーツ施設の 確保方策 (第5章)	・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が 有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。	○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。
	・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、 指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

	現状と課題	求められる対応
	・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。	○ 令和5年度以降は、 国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援 。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。
大会の在り方	・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。 全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間	○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の 成果発表の場としてふさわしい大会を整備 。
(第6章)	化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を 招いている。	○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。
	・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。	○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方	・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。	○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の 利用や用具の寄付等の支援。
(第7章)	・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが 難しい。	○ 例えば、 地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助 や、地元 企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、 国による支援方策 も検討。
保険の在り方	・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。	○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の 保険加入を強く促す。
(第8章)		○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ 安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等 の在り方 (第 9 章)	・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって 指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、 地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況 にふさわしいものに、見直していく必要がある。	○ 学習指導要領:部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時(注:前回は平成29年に改訂)に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。
		○ 京校1計・切ぶ動の運動展析士会は後のファイン 如ぶ動からまれがころとはの
		○ 教師の採用: 部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、 人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し(第10章)

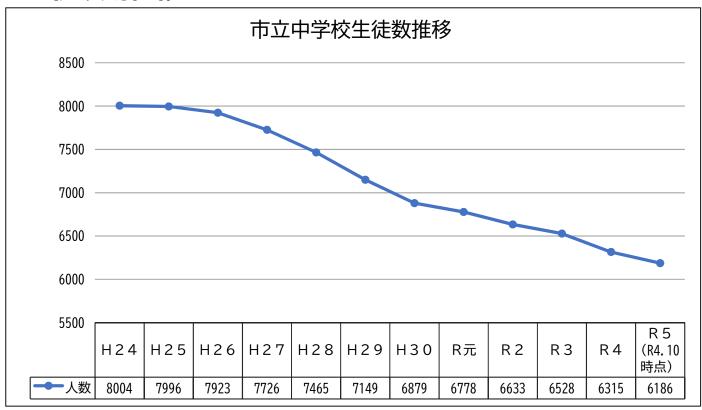
運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。 (誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働)



スポーツ庁HPより抜粋

学校部活動に係る福島市の状況

(1) 生徒数推移(「福島市の教育」より)



- ●市立中学校の生徒数は年々減少している。
- ●各学校においては、部員数が減少し、休部・廃部となる部活動が生じており、 活動の機会が確保されにくくになっている。

〇令和3年度廃部 2校2部活動

〇令和4年度廃部 2校3部活動

学校部活動に係る福島市の状況

(2) 令和4年度部活動顧問配置状況

(「令和4年度『学校体育・保健・安全・食育』に関する調査」より)

	人数	割合
競技経験あり・指導経験あり	119	37. 5%
競技経験あり・指導経験なし	15	4. 7%
競技経験なし・指導経験あり	95	30.0%
競技経験なし・指導経験なし	88	27. 8%

●3割弱の教員が、競技経験も指導経験もない種目等の顧問を担当している。

(3)中体連大会への合同チーム参加状況

(令和4年度福島支部中体連総合大会(6月)、同新人総合大会(9月)の参加状況)

競技種目	中体連総合大会(6月)	新人総合大会(9月)
野球	2校	8校(+6校)
ソフトボール	4校	4校(±0校)
バスケットボール		1校(+1校)
サッカー	4校	6校(+2校)

●部員数減少により、単独校で大会参加ができない学校が増加している。

令和5年度の取組予定内容

①競技団体主催週末合同練習会の実施 「陸上・剣道」



- ・月1回程度の実施とし、参加者から は参加料を徴収する。
- ・指導は各競技団体が派遣した指導者 が行う。
- 陸上は信夫ヶ丘競技場、剣道は市内 体育施設を会場とする。

③民間等との連携による活動

- ・「**水泳**」 休日の活動を希望する生徒は民間スイミング スクールやトレーニングセンター(市体協主催)での 活動を行う。(学校部活動は原則休日は実施しない)
- . 「**サッカー**」 福島ユナイテッドによる講師の派遣指導。 1校→2校に拡大

②スポーツ少年団との連携「柔道」



・休日の活動を希望する生徒はスポーツ 少年団に加入して活動する。 (地元に柔道スポーツ少年団がある、 中学校を想定)

④部活動指導員の配置拡大

・「部活動指導員」を8名に拡大する。

※令和元年度:5名 令和2年度:4名 令和3年度:5名 令和4年度:6名

・「部活動指導員」の配置により、活動 内容の充実、教員の負担軽減を図る。

※部活動指導員とは

中学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。(学校教育法施行規則 第78条の2により規定)

